

業務実績評価等に係る作成資料

■業務実績評価報告書

内容：当該事業年度（期間）の業務実績について、自ら評価した報告書

期限：事業年度の終了後3ヵ月以内（6月末）

対応（法人）：設立団体の長に提出、公表
評価結果の反映、公表

対応（市）：評価（評価委員会意見聴取）
：評価結果の通知、公表、議会への報告

地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

（1）次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

（2）中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

（3）中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（評価の結果の取扱い等）

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会条例

（所掌事務）

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

（1）法第26条第1項に規定する中期計画の認可に関すること。

（2）法第28条第1項第1号及び第3号に定める事項の評価に関すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

■財務諸表の承認

内容：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及びこれらの附属明細書）

事業報告書、決算報告書、監査報告

期限：事業年度の終了後3ヵ月以内（6月末）

対応（法人）：設立団体の長に提出

[承認後]財務諸表の公告、事務所据え置きにより5年間一般の閲覧に供する

対応（市）：承認 ※業務実績報告書の参考資料として評価委員会の意見聴取

地方独立行政法人法

（財務諸表等）

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの業務運営等に関する規則

（財務諸表）

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。（事業報告書の作成）

第11条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

（1）法人の基本情報

ア 目的、業務内容、役割、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要

イ 事務所の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

エ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び法人への出向者の数

（2）理事長によるメッセージ

（3）中期目標

（4）理事長の理念や運営上の方針・戦略等

（5）中期計画及び年度計画

（6）要約した財務諸表

（7）財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算と決算の対比及び概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

（8）事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

ウ 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

エ 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

オ 業績の適正な評価の前提情報

カ 業務の成果と使用した資源との対比

キ 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報

ク 内部統制の運用に関する情報

3 事業報告書には、年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第3項の規則で定める期間は、5年とする。